

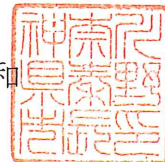


第20号様式(第18条、第23条関係)

秦野市指令第4521号
令和8年3月18日

住 所 神奈川県厚木市水引一丁目4番6号
氏 名 株式会社アオイ
代表取締役 篠田 陽子 様

秦野市長 高橋 昌和



一般廃棄物収集運搬業許可証

令和6年2月27日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	秦野市許可一廃収第21号
許 可 の 区 分	収集・運搬
営業所の所在地及び名称	秦野市南矢名374番地17 株式会社アオイ秦野営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物〔ごみ〕
営 業 の 区 域	秦野市域内
営 業 許 可 期 間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
条 件	別紙「許可条件」のとおり